

西表島森林生態系保護地域における歩道利用の考え方（案）

西表島森林生態系保護地域には、観光客等の入り込みによる踏み分け道が多数存在しており、自然環境への悪影響や安全上の問題の発生が懸念される場所である。

このため、一般の観光客の利用に供する歩道を明確にし、その歩道以外には立ち入らない等の利用ルールを定め、周知に努める必要がある。

【一般の観光客】

登山者による自然環境への影響や安全確保等の観点から、決められた歩道のみを利用するものとする。

【調査・研究目的で入山する研究者等】

国有林野入林申請書等必要書類を提出し許可を得た上で入山し、歩道を利用する。やむを得ず歩道外のルートを使用する場合は、許可条件に基づき、森林生態系に悪影響を及ぼさないよう留意する。

【森林環境教育目的の入山】

国有林野入林申請書等必要書類を提出し許可を得た上で入山し、歩道を利用する。ただし、保全利用地区においてやむを得ず歩道外のルートを使用する場合は、許可条件に基づき、森林生態系に悪影響を及ぼさないよう留意する。（保存地区における歩道外への立ち入りは認めない）

【地元住民による入山】

地域振興・伝統継承上必要であるイノシシ猟や山菜の採取で使用するルートについては、限定しない。

【遭難者の捜索等、非常事態における入山】

使用ルートについては、限定しない。